

暮らしのレスキューサービスに関する 悪質商法にご注意！

トイレの故障・不具合などの水回りトラブルへの対応を行う事業者に関する相談が特に増えています。

1

トイレの調子が悪いため
無料点検等をうたう業者に電話



2

無料点検・見積りのために
家まで来てもらうことに



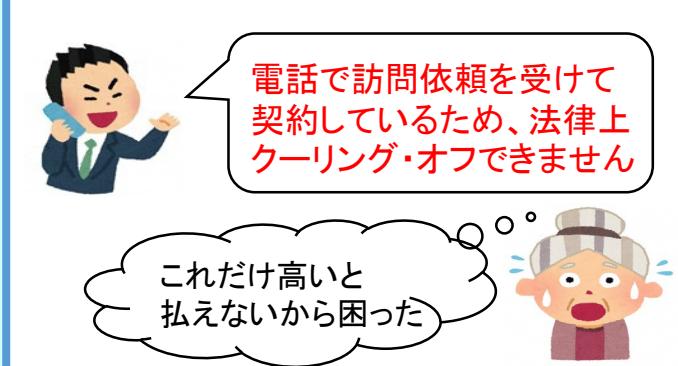
3

新品トイレとの交換を勧められ契約



4

クーリング・オフしようとすると…



- 事業者の訪問を依頼する前に
費用や作業内容等の契約条件をよく確認しましょう。
- 自宅への訪問を依頼して契約した場合であっても
クーリング・オフが可能なことがあります。

例：①トイレの水が流れにくいので無料点検・見積りを依頼したのに、事業者の訪問時に新品便器との全面取替えを勧誘され、契約した場合
②水栓の水漏れの修理を依頼したのに、事業者の訪問時に台所全体の大規模リフォームを勧誘され、契約した場合

- 事業者の訪問を受けて困った場合には

消費者ホットライン(局番なし188)に相談しましょう。

契約してしまったが、解約したい…

そんなときは、クーリング・オフ！

訪問販売による取引は、

契約書面を受け取った日から8日間以内であれば、原則として、無条件で契約解除ができます。

※ 特定商取引に関する法律の規定に基づくクーリング・オフの対象となるためには条件があります。
対象になるかどうかの判断に困る場合は、消費生活センター等に相談しましょう。

○ 消費者が事業者の訪問を求める場合

- 訪問販売による取引であっても、消費者が事業者の訪問を求める場合には、クーリング・オフが認められないことがあります。
- しかし、例えば、ウェブサイト上の安価な修理代金を見て訪問修理を依頼したにもかかわらず、実際には高額な修理工事の勧誘を受けて契約した場合など、消費者がもともと高額な修理代金を伴う契約を締結する意思を有していないかったといえる場合には、通常どおりクーリング・オフが認められます。

(参考資料：<https://www.no-trouble.caa.go.jp/qa/exclusion.html>)

訪問後に依頼時よりも高価な修理を提案される場合は、
急いで契約せずに他の業者にも費用相場を照会するなど、

費用等の契約条件をよく確認しましょう！

困ったときは一人で悩まずに、「消費者ホットライン」にご相談ください。
身近な消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内します。

消費者ホットライン ☎（局番なし）188

消費者ホットライン188
イメージキャラクター『イイヤヤン』

